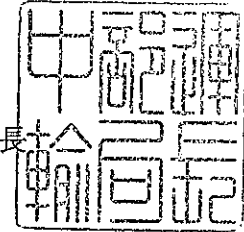


行政文書開示決定通知書

田 中 智 之 殿

中部運輸局長



令和5年5月31日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、情報公開法という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

愛知県内に営業所があるレンタカー事業者の一覧（現時点のもの）
（事業者名、事業者住所、事業所数、事業所名、事業所住所）

2 不開示とした部分とその理由

なし

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
電磁的記録 1ファイル	光ディスク（日本工業規格XO六〇六及びX六二八ーに適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものによる方法	光ディスク1枚につき 100円に一ファイル毎に 210円	310円

※ 開示実施手数料・・・「開示の実施方法等申出書」に貼付していただく収入印紙の金額
行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額 － 控除額300円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

6月29日から7月29日まで（土・日曜・祝日を除く。）の9:30から17:30まで（昼休みを除く。）

場所：中部運輸局総務部総務課

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

※事務所における開示の実施を希望されています。

4 担当課等

〒460-8528 名古屋市市中区三の丸2丁目2-1

中部運輸局総務部総務課 情報公開窓口

Tel: 052-952-8002